

中野区資産活用木造住宅耐震改修工事費等融資利息等資金貸付
条例施行規則

平成16年10月29日

規則第57号

(趣旨)

第1条 この規則は、中野区資産活用木造住宅耐震改修工事費等融資利息等資金貸付条例（平成16年中野区条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(貸付けの要件)

第3条 条例第2条第2号の規則で定める耐震改修工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第3項の計画の認定を受けたもの
- (2) 機構融資に関し独立行政法人住宅金融支援機構が定める耐震性に関する基準に適合するもの
- (3) 居室のみについて耐震性を補強する工事で区長が適当と認めるもの

2 条例第2条第4号の規則で定める基準は、住宅及びその敷地に機構融資に係る抵当権以外の担保権が設定されていないこととする。

(資金の使途)

第4条 条例第3条第2号の規則で定めるものは、次に掲げる経費とする。

- (1) 機構融資に係る保証料及び事務手数料
- (2) 機構融資に係る抵当権の設定の登記費用

(対象者の認定の申請及び決定)

第5条 条例第4条第1項の規定による申請は、対象者認定申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 申請者の戸籍の謄本
- (2) 申請者の属する世帯の全員の住民票の写し
- (3) 申請者が居住する住宅が昭和56年5月31日以前に建築されたものであることを確認できる書類
- (4) 機構融資に係る金銭消費貸借抵当権設定契約証書の写し
- (5) 機構融資に係る不動産鑑定報告書の写し
- (6) 資金の貸付けの担保に供される住宅及びその敷地(以下「担保物件」という。)に係る登記事項証明書
- (7) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、条例第4条第2項の規定により、認定する決定をしたときは対象者認定通知書(第2号様式)により、認定しない決定をしたときは対象者認定申請却下通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

(基本契約の締結)

第6条 条例第5条第1項の規定による基本契約の締結は、別に定める金銭消費貸借基本契約書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 借受人及び連帯債務者並びにこれらの者以外の者で資金の貸付けに係る根抵当権を設定するもの(以下「物上保証人」という。)の印鑑登録証明書
- (2) 根抵当権設定登記及び所有権移転請求権保全仮登記承諾書
- (3) 第4条各号に掲げる経費に係る領収書の写し(当該経費の支払のための資金の貸付けを受けようとする場合に限り。)
- (4) その他区長が必要と認める書類

(貸付けの申請及び決定)

第7条 条例第6条第1項の規定による申請は、貸付申請書(第4号様式)により行わなければならない。

2 区長は、条例第6条第2項の規定により資金の貸付けを決定したときは、貸付決定通知書(第5号様式)により申請者に通知する。

(根抵当権の極度額)

第8条 条例第7条第2項の極度額は、機構融資に係る不動産鑑定の評価額に100分の60を乗じて得た額とする。

2 前項の極度額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(償還猶予)

第9条 条例第10条の特別の理由は、貸付金の償還のための担保物件の処分、金融機関からの借入れその他の手続に相当の期間を必要とする場合(その手続に着手している場合に限る。)とする。

2 条例第10条の規定による貸付金の償還の猶予を受けようとする者は、償還猶予申請書(第6号様式)により区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があった場合において第1項に規定する特別の理由があると認めるときは、貸付金の償還を猶予するとともに、償還猶予決定通知書(第7号様式)により申請者に通知する。

(違約金)

第10条 条例第12条第3項の特別の理由は、災害その他借受人及び連帯債務者の責めに帰することができない理由で区長が特に必要があると認めるものとする。

(届出)

第11条 借受人、連帯債務者又は物上保証人が次の各号のいずれか

に該当する場合は、その者（第2号の場合はその親族）は、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 担保物件の価値が減じたとき又はそのおそれがあるとき。
- (4) 基本契約を継続し難い事情が生じたとき。

（報告の聴取）

第12条 区長は、資金の貸付けに関する事項について必要があると認めるときは、借受人、連帯債務者及び物上保証人に対し報告を求めることができる。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに条例第4条第1項の認定を行った資金の貸付けについては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（平成19年3月30日規則第58号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。